

大阪市告示第1172号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 多目的室	令和8年9月24日（木）	午前10時から 午前11時まで 午後6時45分から 午後8時45分まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和8年9月19日（土）から 令和8年9月23日（水）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）